

○岩国市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成20年4月1日

岩国市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、岩国市消防団に積極的に協力している事業所等に対し、消防団協力事業所表示証を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 原則として市内に住所を有する事業所又は団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に岩国市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準及び審査)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定の適否について審査を行った上、適当と認める場合は、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員等が消防団員として、2人以上入団している事業所等
- (2) 従業員等の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所等

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、前項の認定基準の適否について審査を行った上、適当と認める場合は、協力事業所の認定を行うことができる。

- (1) 第3条第2項の規定により消防団長等からの推薦があったとき。
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めたとき。

(表示証の交付)

第5条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にあるときは、当該市町村長と協議の上、連名で、表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、交付された年月等を付した表示証を、次に掲げる場所等に表示す

るものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にあるときは、前項の表示のほかに当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付することができる。

3 表示証の様式は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 前条に定める様式第2号

(2) 前号様式第2号の寸法を同率に拡大又は縮小したもの

（表示証交付整理簿の備付け）

第7条 市長は、表示証を交付したときは、岩国市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第8条 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 協力事業所は、表示の有効期間が満了するときは、第3条の申請書を市長に再度提出するものとする。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条第1項に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定を取り消したときは、当該協力事業所に対し、当該認定の取消しの理由を付し、文書により通知するものとする。

3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第10条 市長は、協力事業所の名称、岩国市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（所掌）

第11条 この要綱に関する事務は、危機管理課において所掌する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。